### 第2260 回 例会 京都洛北 RC 合同夜間例会 11月17日(木)晴れ/18:00~20:30

[ホテルオークラ京都]

1. 式次第

点鐘

ロータリーソング「奉仕の理想」

会長挨拶 京都洛北 RC 負野和夫会長、

小泉幸雄会長

金沢北 RC メンバー紹介 中川茂樹親睦 活動委員長

幹事報告 京都洛北 RC 島本幹事

会場監督報告 京都洛北 RC 河田会場監督

オープニングイベント 京都両洋高等学校吹奏楽部演奏

開宴挨拶 京都洛北 RC 負野和夫会長

乾杯 小泉幸雄会長

創立 50 周年関連挨拶 次年度両 RC 会長

閉宴挨拶 京都洛北 RC 薮下副会長 ロータリーソング「手に手つないで」

2. 参加者

会 員 13名 ご家族 5名

### 第2261 回 例会 クラブ年次総会 12月1日(木)くもり/12:30~13:30 [松魚亭]

1. クラブ年次総会

次年度理事発表、前年度財務報告、 現年度中間報告

2. 出 欠

出席 28名 欠席 12名

3. RLIパートⅡ 修了証

小泉幸雄君

4. お誕生日祝い

木下君(10日) 5. 結婚記念日祝い

森君 (8日)、木下君 (20日)、永井君 (24日)、木村 (功) 君 (25日) 6. ニコニコボックス

小泉君、木村 (康) 君

本日の年次総会、多数ご参加いただき有難うございます。 ご審議宜しくお願い致します。

中村(實)君

今日から師走ですね。いつもながら年次総会を迎えると 月日の経つのを早く感じます。コロナにはご注意ください。 合計 5,000 円 (累計 181,000 円)

### 第2262 回 例会

12月8日(木)雨/12:30~13:30 [松魚亭]

1. 講話 小泉 幸雄君 (会員)

「私の職業」 2. 出 欠

出席 29名 欠席 11名

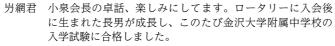
3. 幹事報告

理事会報告、東京小石川 RC 記念誌紹介

4. ニコニコボックス

小泉君、木村 (康) 君

本日の卓話は私の職業を知って頂ければ幸いです。タイの お話はまた後日ゆっくりと……。



内堀君 本日の小泉会長の卓話、楽しみです。

畠 君 我々のトップランナーとしていつもお導き頂いています。 感謝です。今日は卓話楽しみにしています。小泉さんの人 間性の一端に触れる幸福を感じたい。ありがとう。

中村(實)君

小泉会長の「笑顔が人を集め、人が幸せを集める」のスロー ガンのもと、半年が過ぎクラブに笑顔が多くなったように 感じます。小泉さんの人間味あふれる卓話、楽しみです。

大村君 地区大会において長寿ロータリアンの顕彰を受けました。

合計 13,000 円 (累計 194,000 円)

### 第2263 回 例会 会員作品展 年忘れ会 12月15日(木)くもり/17:30~20:30 [松魚亭]

1. 出 欠

出席 25名 欠席 15名 ご家族 32名 ゲスト 1名

2. 会員作品展

3. 例会

点 鐘 ロータリーソング 「それでこそロータリー」

会長挨拶 ニコニコボックス披露

点 鐘

4. 年忘れ会

乾杯 (小泉会長)

「サイエンスショー」貝田 明氏 「サンタさんと記念撮影」

閉会挨拶 (山上会長エレクト) ロータリーソング「手に手つないで」

5. ニコニコボックス

小泉君、木村 (康) 君

久しぶりの賑やかな年忘れ会が開催できて嬉しい限りです。 今年最後の例会、大いに楽しみましょう!

畠 君 小泉会長、木村幹事 折返し時点です。これからもどうぞ お導きを。

中村(實)君

外は大変寒い日になりましたが、松魚亭は大変にぎやかで 暖かい夜を迎えました。

一年の締めくくりにふさわしい楽しい日ですネ!!感謝。 合計 7,000 円 (累計 201,000 円)





### 1・2月予定

金沢市内 RC の例会変更は各クラブホームページでご確認いただくか、 事務局へお問い合わせください。

- 1月26日(木)例会 定例理事会(日程変更)
- 2月 2日 (木) 例会
- 2月 9日 (木) 例会 定例理事会
- 2月16日 (木) 夜間例会 A RESTAURANT
- 2月23日 (木・祝) 休会



●幹事/木村 康徳 ●副幹事/屶網 大介 ●会場監督/諸江 美奈 ●会計/喜多 利行

●クラブ会報委員長/千□ 寿子

●会員数/41名 ●クラブ設立/昭和48年10月3日

◎例会日/木曜日 12:30~13:30

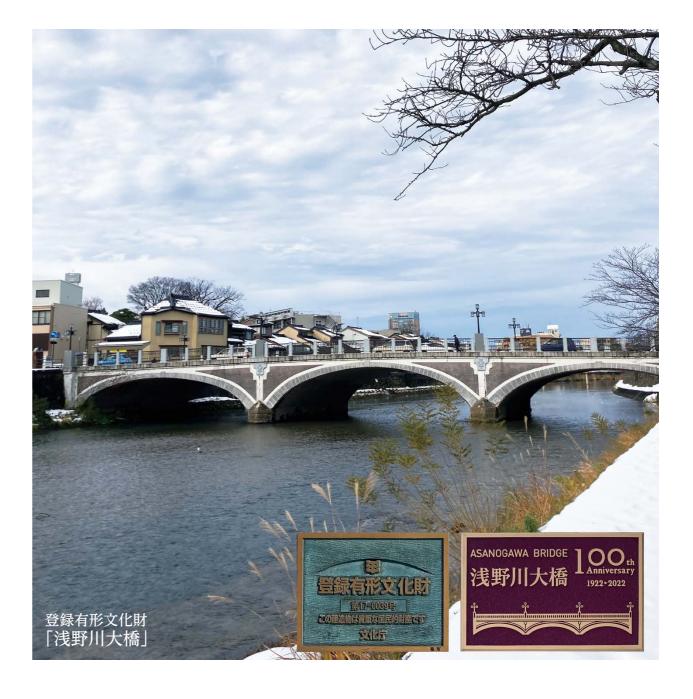
◎例会場/松魚亭 金沢市観音町3-4-45 TEL:076-252-2271 FAX:076-252-2273





発行 2023.1.19thu

事務局/金沢市大手町15番15号 金沢第2ビル4階 TEL:076-254-6368 FAX:076-254-6395 E-mail:office@kanazawa-north.ip HPアドレス:http://www.kanazawa-north.jp



## 卯辰山"一本松"のこと

会員開発統括委員長 木下 和吉

空気が澄んだ秋晴の日、紅葉真っ盛りの卯辰山を散策。卯辰山山麓一帯には、歴史、伝統文化にロマンと幾多の諸説が数多くある中で"一本松"について興味がわき探してみる事にしました。登り口からだんだんと秋の山が赤や黄に粧う姿を見ながら卯辰山工房を少し下った所で"一本松"に辿りつきました。

この一本松の歴史は古く、由来は立 看板に依ると一説では、前田利家の家 臣井上勘左衛門の灰塚に植えられたの が始まりといわれ、今一つは、源義経 一行が休憩し袈裟をかけたところから "袈裟かけの松"と呼ばれ長く市民に親 しまれたが明治 23 年に焼失。その後二 代目は、昭和 54 年枯死。三代目は、平 成に入り枯死を経て四代目に金沢北 ロータリークラブ会員 森大氏が平成 28 年 4 月 13 日に金沢市に寄贈され植 樹するに至ったとあります。

歴史は、永く云い伝えられてその意 義は計り知れないものがあります。

昭和44年から毎年馬場小学校(明成小学校と統廃合の予定)の入学記念として植樹している"桜"と共に四代目が雄々しく伸びている姿にこの逸話がいつまでも語り継がれていくものと確信いたしました。

そして、この広大な卯辰山の自然の中に金沢北ロータリークラブが存在する意義が大変貴重に思えてきました。

金沢北ロータリークラブがゆかりの 一本松の様に末永く継続されることを 下り坂のくねくねした細い道をハラハ ラしながらの帰り道で祈った次第であ ります……。はい

ちなみに森氏のご子息眞一郎さんは 当クラブの会員です。

この文章が会報に載るころには、卯 辰山も雪に覆われているでしょうか。



# 笑顔が人を集め、人が幸せを集める

2022 ~ 2023 年度 金沢北ロータリークラブ会長メッセージ

### 押さえておきたい令和の法改正(その2-民法)

会 員 向峠 仁志

#### 1. はじめに

前回の原稿は、2021年4月に掲載し、①民 法の大改正、②成年年齢の引下げを説明しま した。

今回も、令和の法改正から、ロータリアンの 生活に身近なもので、知っておくべきものにつ いて、ピックアップしていきます。

#### 2. 所有者不明の土地の解消に向けた問題

平成29年度現在ですが、国土全体のうち22%の土地の所有者が不明であるとされています。その原因のうち、①66%は相続登記がされていないため、②34%は住所変更登記がされていないためと分析されています。

そのため、所有者不明の土地の発生を予防する方策として、令和5年4月1日から、①相続登記は、相続人が不動産の取得を知った日から3年以内に、②住所変更登記は、変更日から2年以内に登記することが義務付けられ、正当な理由のない申請漏れに対しては、過料(行政罰)の制裁が課されるおそれがあります。

その反面として、登記手続きの負担を軽減す るため、手続きそのものや費用の軽減策も図ら れる予定となっています。

#### 3. 土地が手放しやすくなる? (相続土地国庫 帰属法)

相続で代々の土地を取得したものの、①利用 ニーズの低下等により、土地を手放したいと考 える方が増加している、②相続を契機として、 土地を望まず取得した所有者の負担感(固定 資産税や管理費用など)が増しており、管理の 不全化を招いているとされています。

実際に相続関連業務を行っていると、いずれの相続人も取得を希望している場合と同じように、どの相続人も必要としていないという場合に出くわすことも少なくありません。

そこで、令和5年4月27日から、相続土地国庫帰属法が施行される予定となっています。具体的には、①相続により土地を取得した者が国庫帰属のための承認申請をし、②法務大臣(法務局)が要件審査・承認をしたうえで、③申請者が10年分の土地管理費用の負担金を納付した場合に、④国庫帰属するものとされています。

しかしながら、この制度は、②土地のみを対象としており、建物そのものや、建物などのT.

作物がある土地は対象とならないこと、モラルハザードを防止するために、土壌汚染地、崖地、他人の権利や担保が設定されている土地、権利関係に争いがある土地などは対象外とされています。また、③10年分の土地管理費用のイメージとしては、現状の国有地の標準的な10年分の管理費用は、原野で約20万円、市街地の宅地(200㎡)で約80万円とされており、この費用の支払いを求められることから、どの程度の実効性があるかは、?です。

#### 4. 自筆証書遺言に関わる改正

平成と令和をまたぐ改正ですが、重要なものですので、触れておきます。

遺言の中で主なものは、公正証書遺言(公証人の面前で作成するもの)と自筆証書遺言(自分で作成するもの)がありますが、自筆証書遺言に関する利便性が向上しています。

#### (1) 様式の簡略化

自筆証書遺言では、かつては、遺言 の内容のみならず、対象となる財産を含 め、すべてを手書きしなければならないた め、煩わしいと敬遠されがちでした。

平成31年1月12日の法改正で、遺言書の内容に関わらない財産目録部分について、パソコンでまとめることができるようになり、さらには対象財産となる不動産の登記簿や、通帳のコピーを添付することでも代用可能となりました。もっとも、自筆でない目録やコピーについては、全てのページに署名と押印が必要ですので、ご注意ください。

#### (2) 遺言書の保管制度

自筆の遺言書は、これまで、死後に自 宅の仏壇やタンスの中から見つかるなど ということがありましたが、法務局(遺言 書保管所)で預かる制度が、令和2年7 月10日から開始しています。

保管手数料は3,900円、保管期間は、 原本が遺言者死亡後50年、画像データ が遺言者死亡後150年とされているの で、紛失のリスクは格段に低くなります。

5. では、また3回目に(があるか?)。

以上